

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長	平成26年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒600-8688 京都市下京区四条通烏丸東入	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 宝酒造株式会社 代表取締役社長 柿本 敏男 電話 075-241-5186

主たる業種	清酒製造業						細分類番号	1	0	2	3
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで										
基本方針	中期経営計画と連動したISO環境目標を設定してCO2削減等の環境活動を推進する。										
計画を推進するための体制	ISO14001システムにより全社および各サイトごとに責任者をおき環境活動を推進。										
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	13,317.6 トン	13,604.6 トン	13,211.5 トン	13,731.3 トン	1.5 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	13,317.6 トン	13,604.6 トン	13,211.5 トン	13,731.3 トン	1.5 パーセント					
	実績に対する自己評価	25年度は生産数量が増加したうえ、生産にエネルギーを要する清酒等の構成比が上がったため、排出量が増加した。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率				
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産数量(百kl))	9.68	9.63	9.85	10.13	1.96 パーセント				
		事業活動に伴う排出の量( )									
	実績に対する自己評価	25年度は生産にエネルギーを要する清酒等の構成比が上がったため、原単位が悪化した。									
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考						
	114.0 ㊦	114.0 ㊦	114.0 ㊦	114.0 ㊦							
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・ISO14001に基づき、工場単位で省エネ活動を企画・実施する。									
	(24)年度	・ISO14001に基づき、工場単位で省エネ活動を企画・実施する。									
	(25)年度	・ISO14001に基づき、工場単位で省エネ活動を企画・実施する。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	一部例外(公共交通機関を利用できない時間帯の勤務に従事する場合等)を除いて自動車通勤を認めていない。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ペロクシー等のCO2削減に貢献するNPOへの協賛等の支援。										
特記事項	本社事務所のサーバ室移転に伴い、平成22年度の電気使用量が大幅に減少しているため、平成20～22年度の年度平均ではなく、平成22年度単年度を基準年度とした。 京都府エコポイントモデル事業に協力し、カーボンクレジット10t購入(平成20年度)。酒時使用予定。										

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。